



国分寺市立中学校部活動 地域連携・地域展開推進計画

令和6年12月策定(令和8年3月改定)

国分寺市教育委員会

目次

| | |
|--------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| Ⅰ 国分寺市立中学校部活動の現状 | 3 |
| Ⅱ 児童・生徒への中学校部活動に関するアンケート | 5 |
| Ⅲ 本推進計画で目指す将来像 | 14 |
| Ⅳ 改革実行期間における市教育委員会の推進計画 | 15 |
| Ⅴ 地域連携の活用 | 18 |
| Ⅵ 地域展開の推進 | 18 |
| Ⅶ 地域連携・地域展開を進めるに当たって | 22 |
| 参考 | 24 |

はじめに

国分寺市立中学校の部活動で地域連携・地域展開を進めるに当たっては、学校と地域が一体となって生徒に豊かで幅広い機会を提供し、この改革をとおして地域のスポーツ・文化芸術活動を進展させていくことが重要です。

地域連携・地域展開を経て変化していく中学校部活動が、この改革に関わる全ての方にとってより良いものとなるように、本推進計画を策定いたします。

1. 部活動をめぐる国や東京都の動き

中学校における部活動は、生徒がその活動を通じて知識や技能を習得するだけでなく、人間関係の構築や人間形成にも寄与する学校で行われる教育活動として、長年に渡り大きな役割を担ってきました。

一方で、今後更に少子化が進展していく中で持続的に生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、また、昨今の教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担軽減を図る必要があります。その状況等を踏まえ、国・東京都では以下のとおりガイドライン及び推進計画を策定しました。

| 国 | 東京都 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">●令和4年12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定●令和7年12月 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」策定 | <ul style="list-style-type: none">●令和5年3月 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」策定●令和6年3月 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」改定 |

2. 国分寺市における推進計画の目的

国分寺市では、国・東京都のガイドライン及び推進計画を踏まえ、以下を本推進計画の目的とします。

- 部活動が担ってきた生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保
- 部活動が担ってきた多岐に渡る教育的意義を継承し、生徒の人間関係の構築や人間形成に寄与すること
- スポーツ・文化芸術に係る幅広い活動機会を生徒に提供するなど新たな価値を創出すること
- 教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担軽減を図り、将来にわたって持続可能な環境を構築すること

【参考】地域連携と地域展開の違い

●地域連携

学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導員といった地域の方などの参画を得て学校部活動を実施すること、また、部員が少ない等の理由から合同部活動・拠点校方式を実施することをいいます。

※合同部活動＝複数の学校が連携し、一つの部活動を共同で運営する方式。各校の教員、部活動指導員、外部指導員が共同で指導を行う。

※拠点校方式＝特定の学校を拠点として、他校の生徒が参加する方式。拠点校の教員、部活動指導員、外部指導員が指導を行う。

●地域展開

学校部活動を地域クラブ活動に展開させていくことをいいます。学校ではなく地域クラブ活動の運営団体・実施主体が実施するものであり、学校部活動とは責任主体が異なります。

※令和7年12月に、改革の理念等をより明確に表現するため「地域移行」から「地域展開」に名称が変更されました。

※本推進計画での「地域クラブ」は、市からの委託等を受けて地域展開を担う団体を指します。

| | 部活動 | | 地域展開 |
|------|----------------|-------------------------------|---------------|
| | 従来型 | 地域連携 | |
| 責任主体 | 学校(学校教育の一環として) | | 地域クラブ |
| 参加者 | 当該校生徒 | 合同部活動・拠点校方式の場合には市内中学生 | 市内中学生 |
| 場所 | 当該校施設 | 合同部活動・拠点校方式の場合には設定された施設(学校ほか) | 設定された施設(学校ほか) |
| 費用 | 部費・用具・交通費等実費 | | 会費・用具・交通費等実費 |
| 保険 | 学校の保険 | | 団体加入の保険 |
| 兼業 | | | 教員兼業可 |

Ⅰ 国分寺市立中学校部活動の現状

1. 国分寺市立中学校部活動の設置状況

令和7年11月時点で市立中学校には合わせて65の部活動があり(運動部38、文化部27)以下のとおり活動しています。

| 休日に活動している部活動数及び生徒数 | 平日のみ活動している部活動数及び生徒数 |
|--|--|
| 運動部33(種別数:11) →生徒数 1,126名 文化部7(種別数:4) →生徒数 221名 | 運動部5(種別数:5) →生徒数 164名 文化部20(種別数:17) →生徒数 502名 |

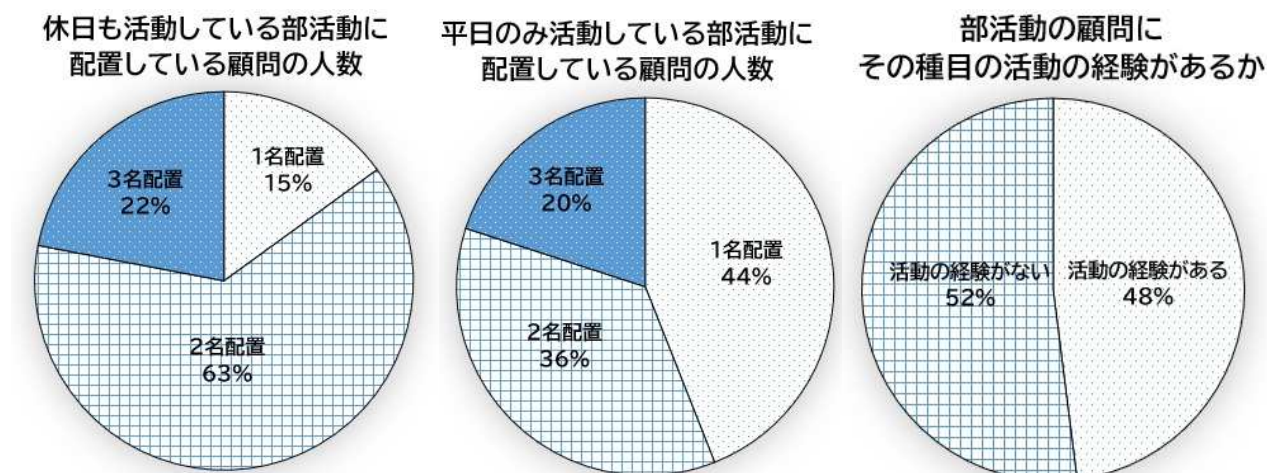
※「休日に活動している部活動」には、休日に大会やコンクールのみで活動する部活動は含んでいません。
 ※本数値は令和6年度に社会教育課で実施した「国分寺市立中学校部活動実態調査」の結果に基づきます。

2. 国分寺市立中学校部活動における教員・指導者の状況

(1)各部活動への顧問の配置人数

顧問の配置が1名のみとなっている部活動は「休日も活動している部活動」で15%、「平日のみ活動している部活動」で44%となっています。

また、各部活動への顧問の配置では、「その種目の活動の経験がない顧問が部活動に配置されている割合」は52%となっています。



※本数値は令和6年度に社会教育課で実施した「国分寺市立中学校部活動実態調査」の結果に基づきます。

(2)部活動指導員・外部指導員の配置状況

部活動に関わる教員の負担を軽減するため、また、生徒により質の高い指導を実施するため、令和7年11月時点で次のとおり「部活動指導員」及び「外部指導員」を配置しています。

| | 配置人数 | 休日も活動している部活動に部活動指導員または外部指導員を配置している割合 | 平日のみ活動している部活動に部活動指導員または外部指導員を配置している割合 |
|--------|-------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 部活動指導員 | 運動部 22名 文化部 6名 | 72% | 12% |
| 外部指導員 | 運動部 14名 文化部 5名 | | |

●部活動指導員

顧問である教員に代わり、大会等へ単独での生徒の引率が可能な指導員であり、教員の負担を軽減できます。

●外部指導員

顧問である教員や部活動指導員と協力して指導を行い、当該種目の専門家でない教員等の負担を軽減できます。

それぞれの指導員を配置することで、生徒がより質の高い専門的な指導を受けることができるようになることが期待されます。

II 児童・生徒への中学校部活動に関するアンケート

1. 生徒等への中学校部活動に関するアンケート

中学校部活動の地域連携・地域展開について、生徒等の理解と受容度、部活動に求める価値、不安に感じている点などを把握するため、以下のアンケートを実施しました。

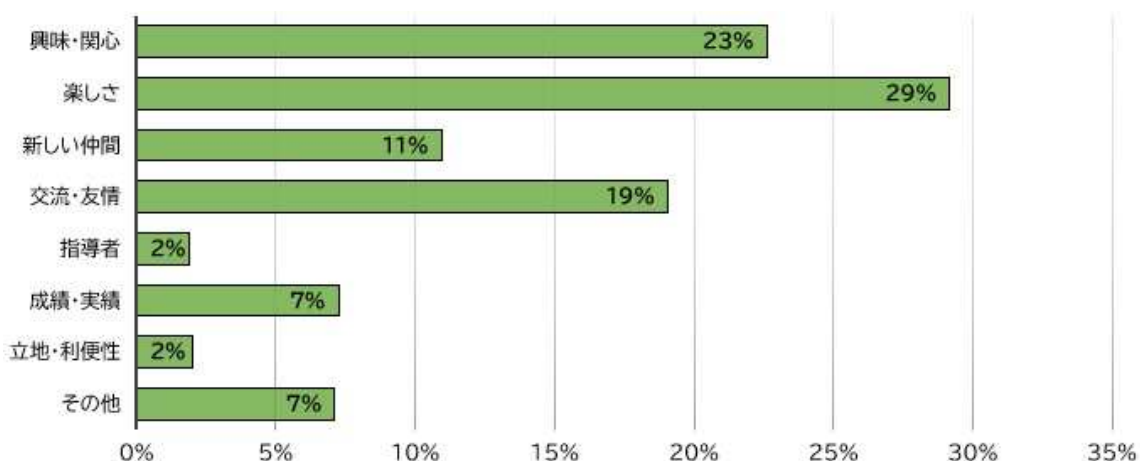
なお、アンケート結果は、本市の状況を示しています。

| | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 概要 | アンケート名 | 令和7年度「未来へ つなぐ 部活動改革 アンケート」 |
| | 回答者 | 市立中学校2年生の生徒359名、保護者168名、教員33名 |
| | 実施期間 | 令和7年7月4日から7月31日まで |
| | 実施方法 | Web アンケートフォームへの入力 |
| | 実施者 | 東京都教育庁 指導部 指導企画課 |

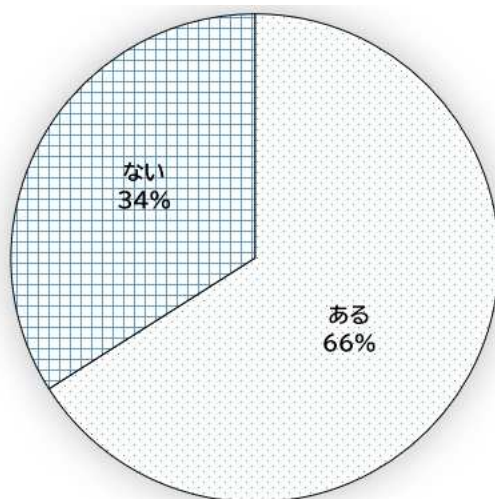
アンケート結果(抜粋)

●生徒の回答結果

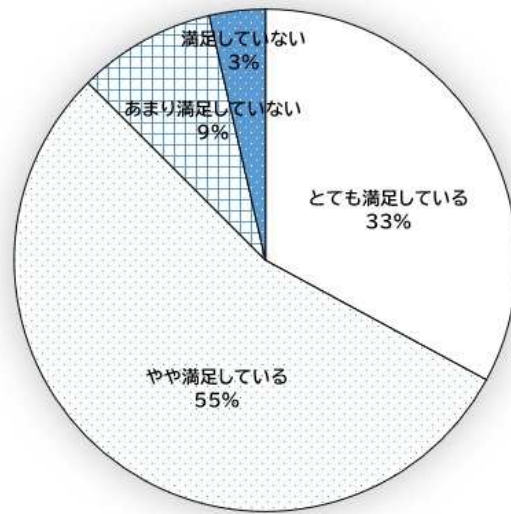
設問:部活動に参加しようと思った条件を教えてください(複数回答可)



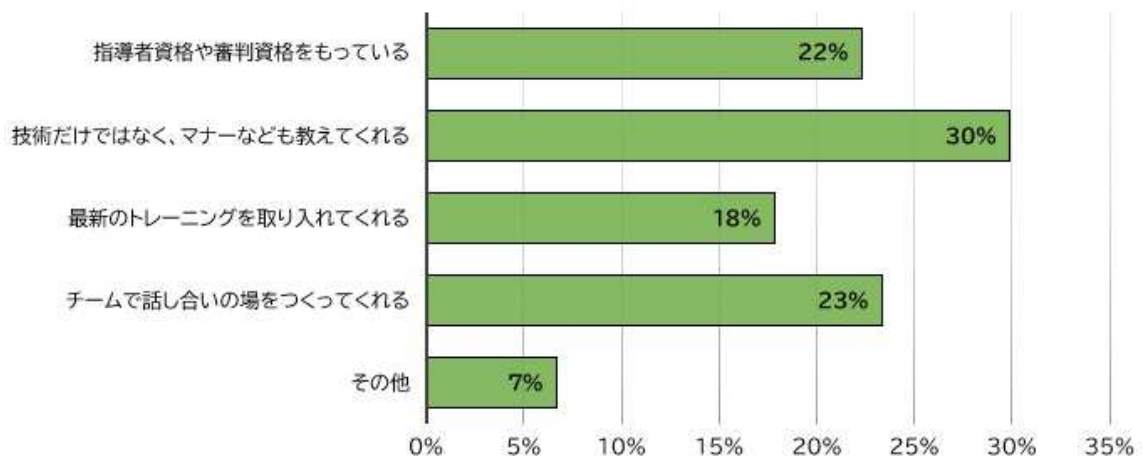
設問:やりたいスポーツや文化芸術活動は学校や地域にありますか



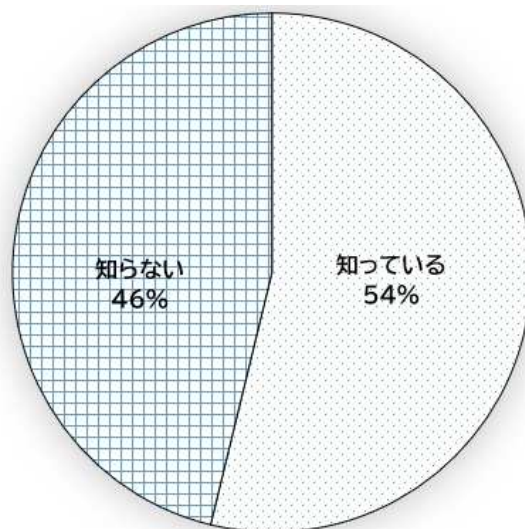
設問:学校や地域のスポーツや文化芸術に関わる環境に満足していますか



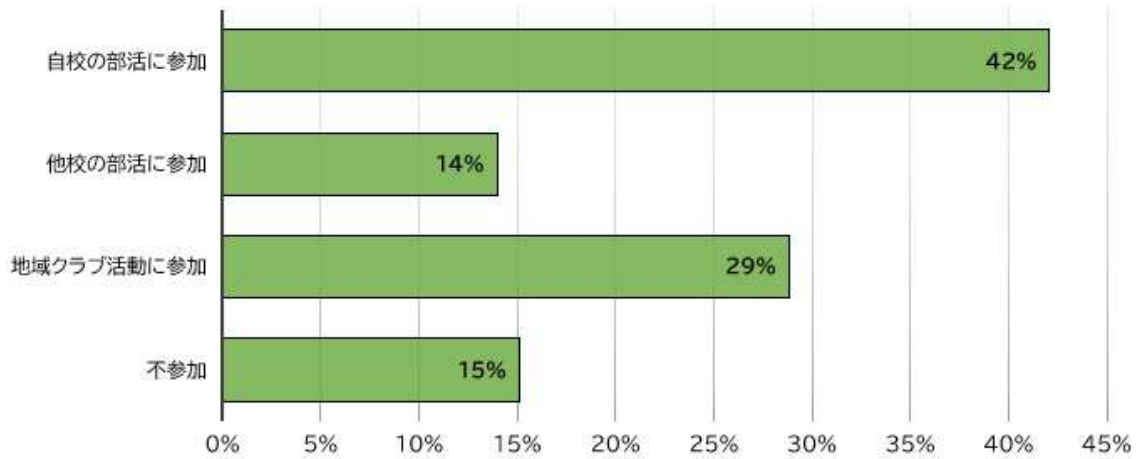
設問:部活動や地域クラブ活動ではどのような指導者がよいですか(複数回答可)



設問:部活動が地域に移行していくことを知っていますか

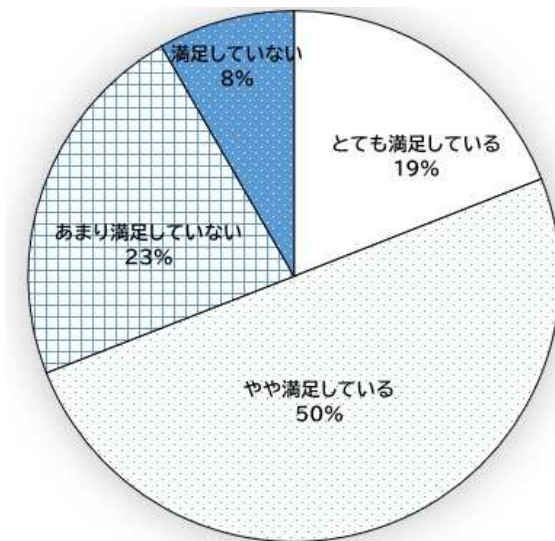


設問:希望する種目の部活動が学校にない場合どうしますか(複数回答可)

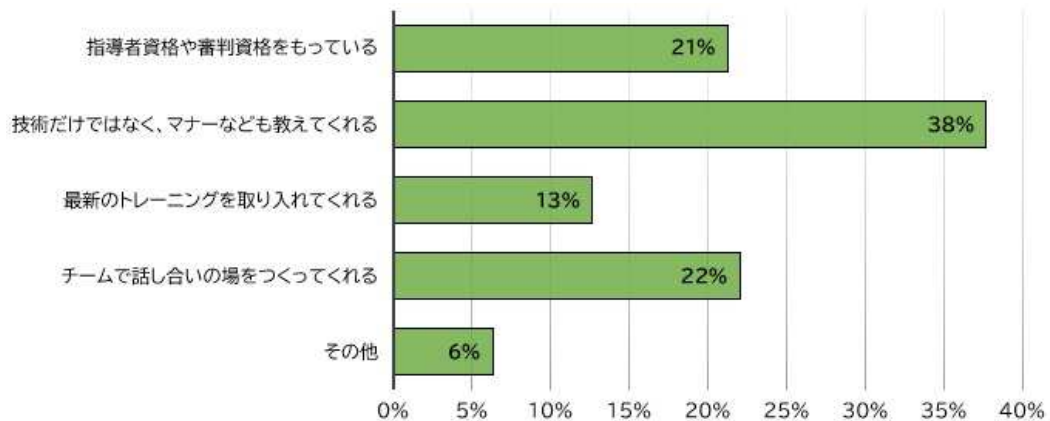


●保護者の回答結果

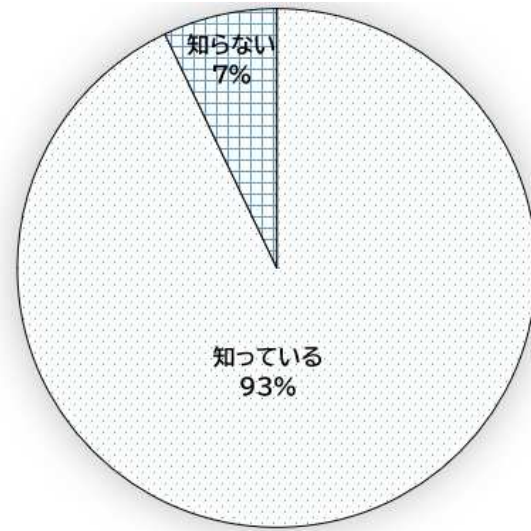
設問:学校や地域のスポーツや文化芸術に関わる環境に満足していますか



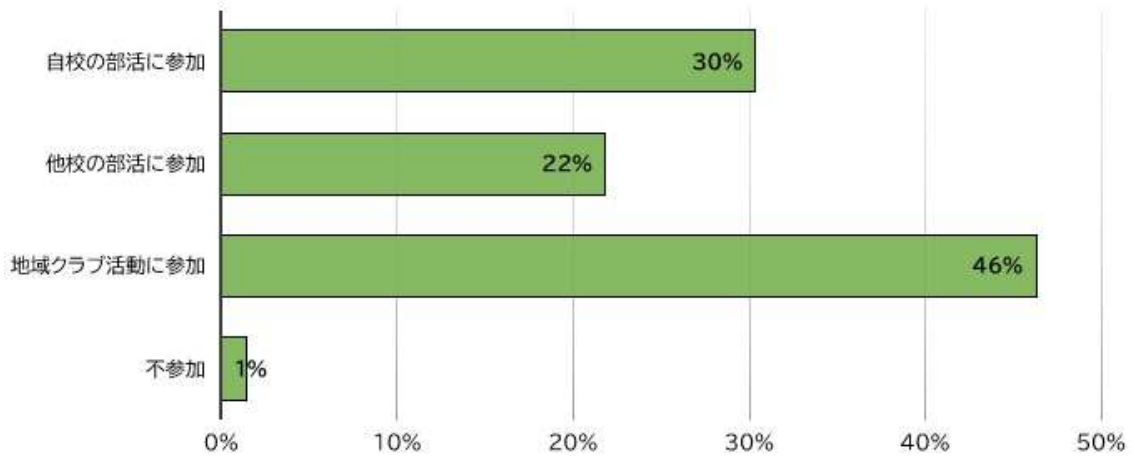
設問:部活動や地域クラブ活動ではどのような指導者がよいですか(複数回答可)



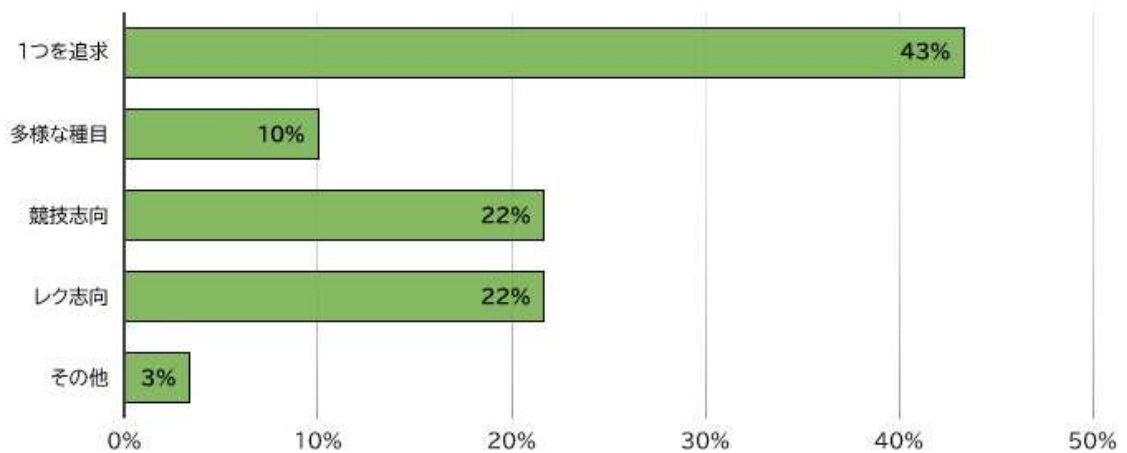
設問:部活動が地域に移行していくことを知っていますか



設問:希望する種目の部活動が学校にない場合どうしますか(複数回答可)

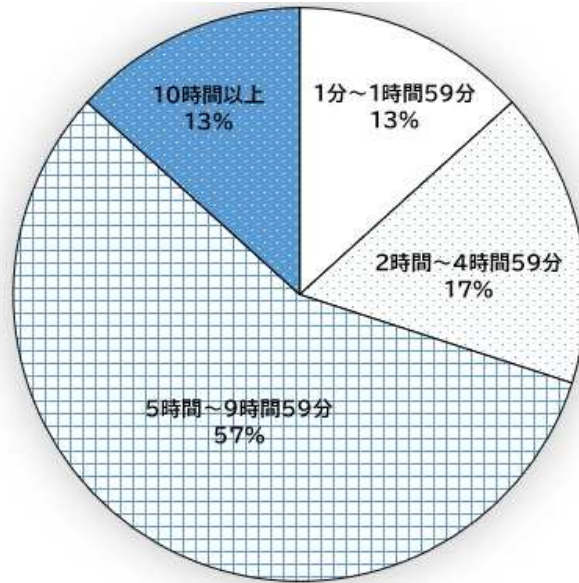


設問:地域クラブ活動について、お子様をどのような活動に参加させたいですか(複数回答可)

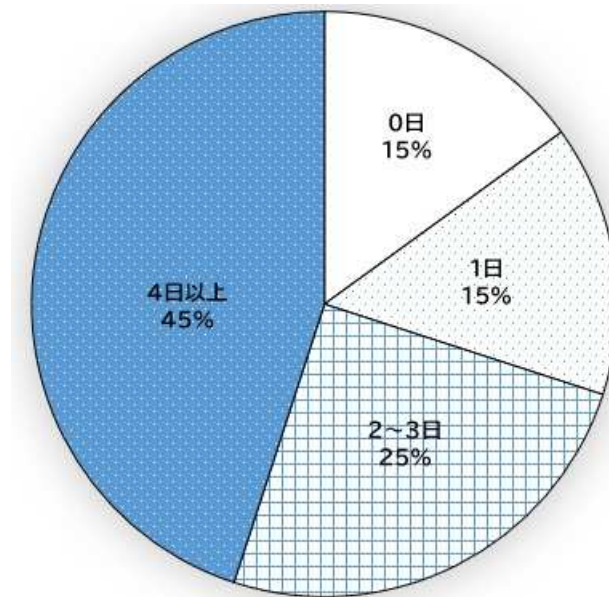


●教員の回答結果

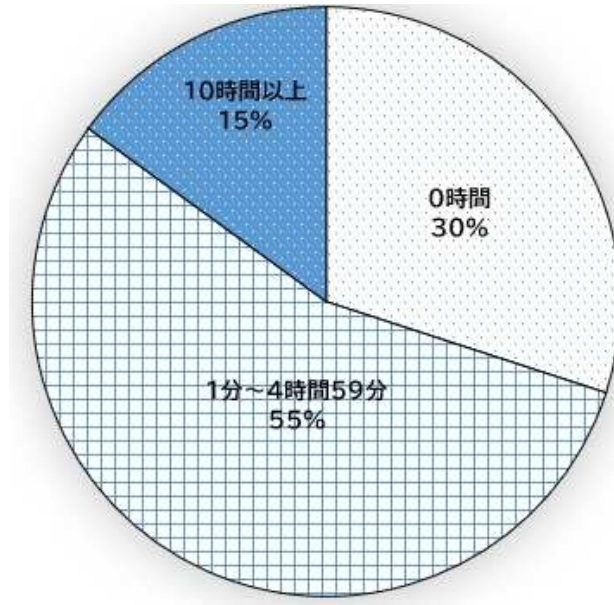
設問:部活動の指導や運営に週にどのくらいの時間を費やしていますか



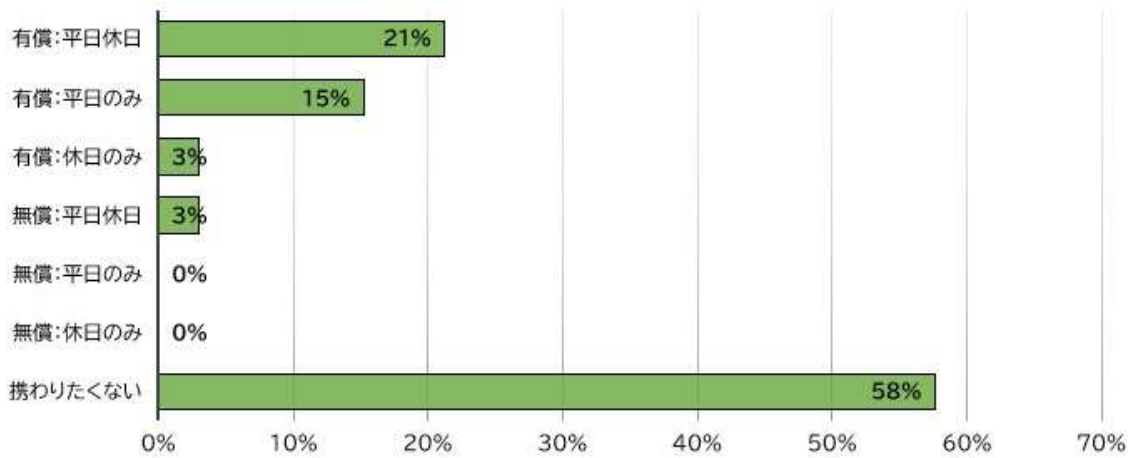
設問:休日の部活動に携わっている日数は月当たり何日ですか



設問:部活動指導員や外部指導員が配置されたことにより、部活動に携わっている時間は、配置されていない場合に比べて、週当たり何時間減っていますか



設問:部活動が地域移行した際に、自分の専門の活動がある場合、兼業・兼職の許可を受けて、地域クラブ活動の指導や運営に携わりたいですか



2. 市立小学校6年生の児童、市立中学校1・2年生の生徒へのアンケート

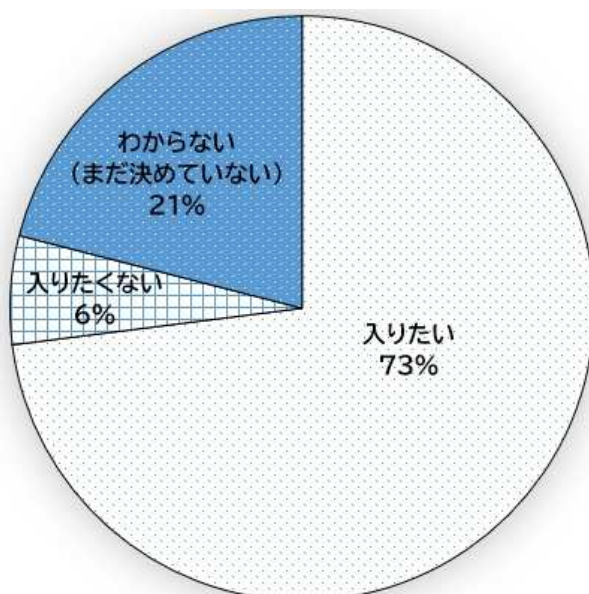
中学校部活動の地域連携・地域展開を進めるに当たり、児童・生徒の声を把握し、取組について、理解と受容度、中学校部活動に求める価値、不安に感じている点を把握するため、以下のアンケートを実施しました。

| | | |
|----|--------|---|
| 概要 | アンケート名 | 「中学校の部活動に関するアンケート」 |
| | 回答者 | 市立小学校6年生の児童973名、市立中学校1年生の生徒489名、市立中学校2年生の生徒410名 |
| | 実施期間 | 令和7年12月18日から令和8年1月16日まで |
| | 実施方法 | Web アンケートフォームへの入力 |
| | 実施者 | 国分寺市教育委員会 社会教育課 |

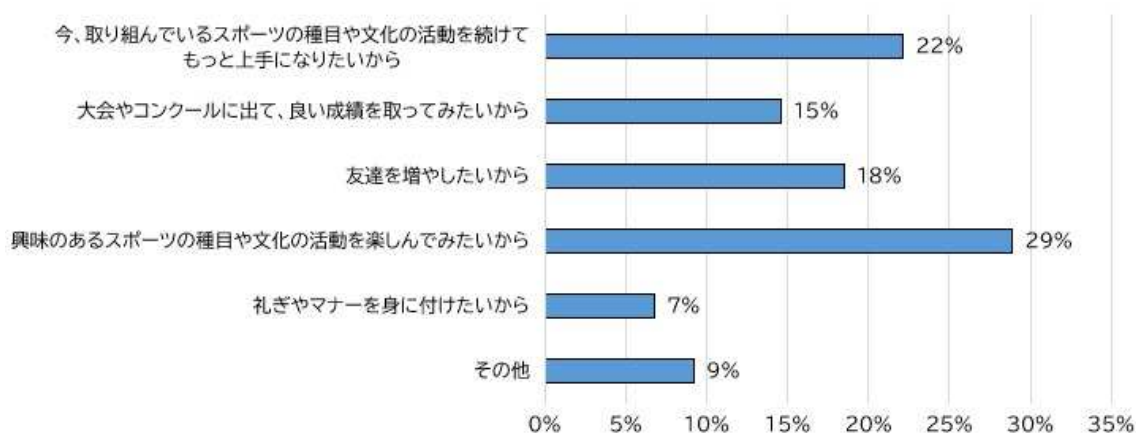
アンケート結果

●小学6年生の回答結果

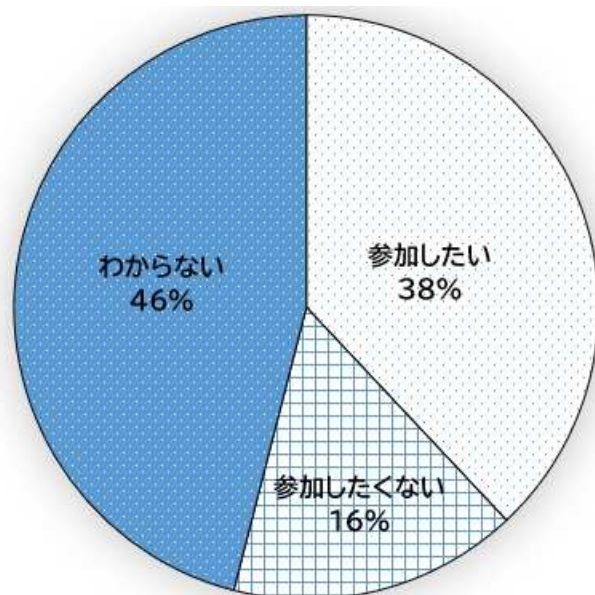
設問:中学生になったら、部活動に入りたいと思いますか



設問:「入りたい」と答えた人は、その理由を教えてください(いくつでも)

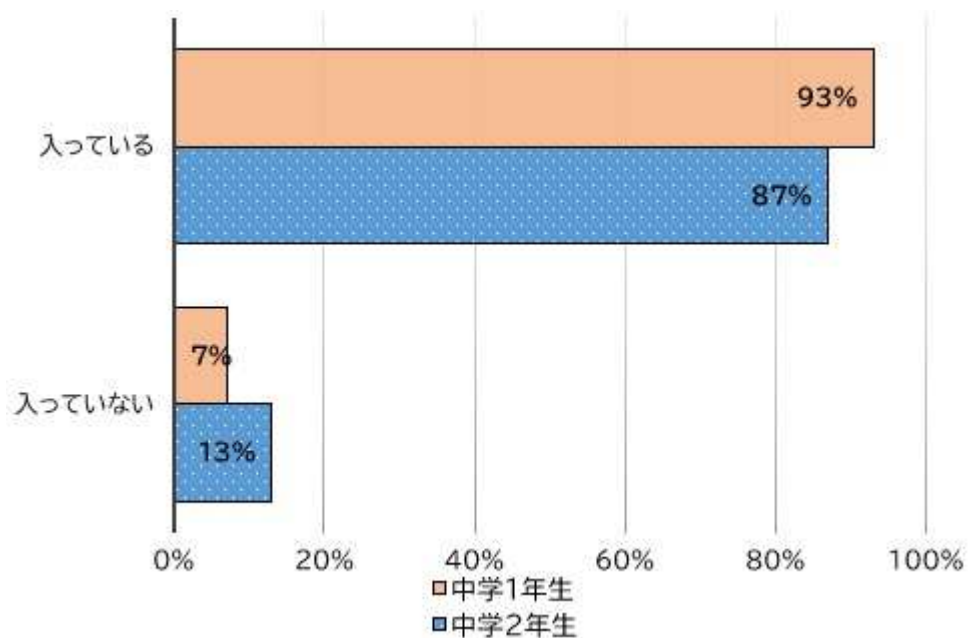


設問：中学校の休日の部活動が、学校の先生ではなく地域の指導者が教えるクラブの団体の活動になったら、参加したいですか

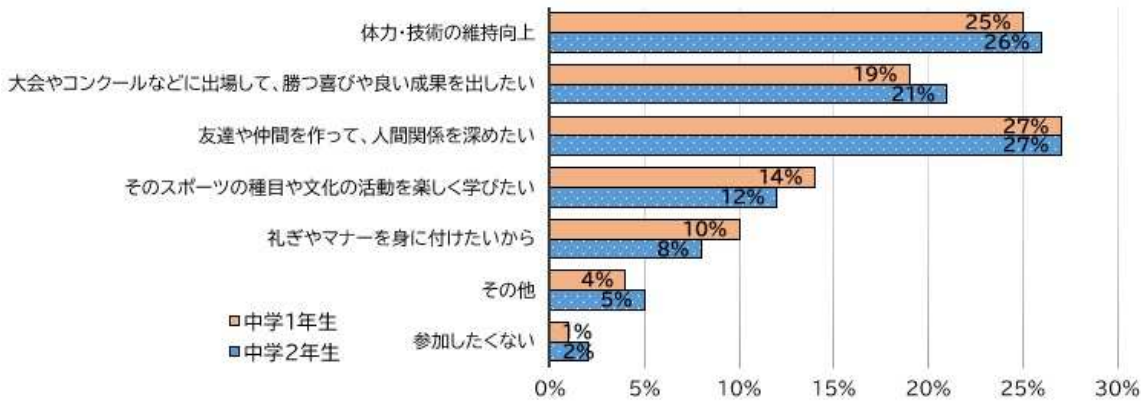


● 中学1・2年生の回答結果

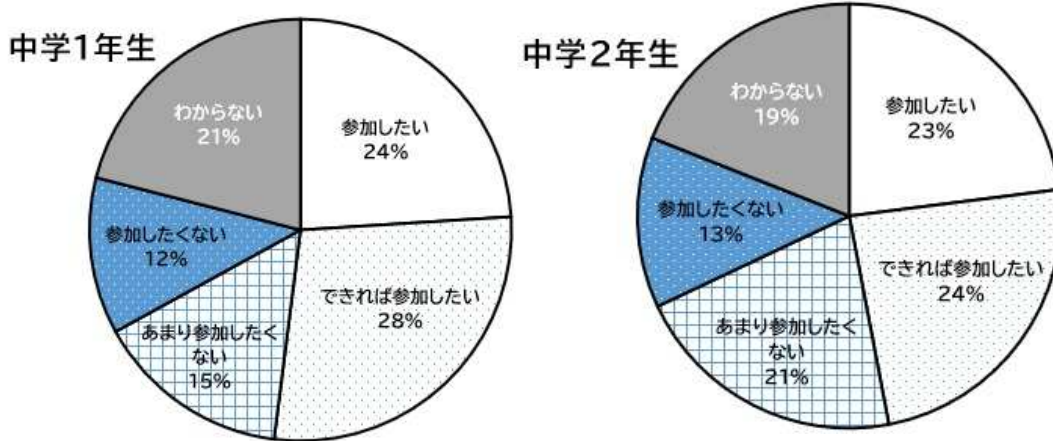
設問：現在、あなたは部活動に入っていますか



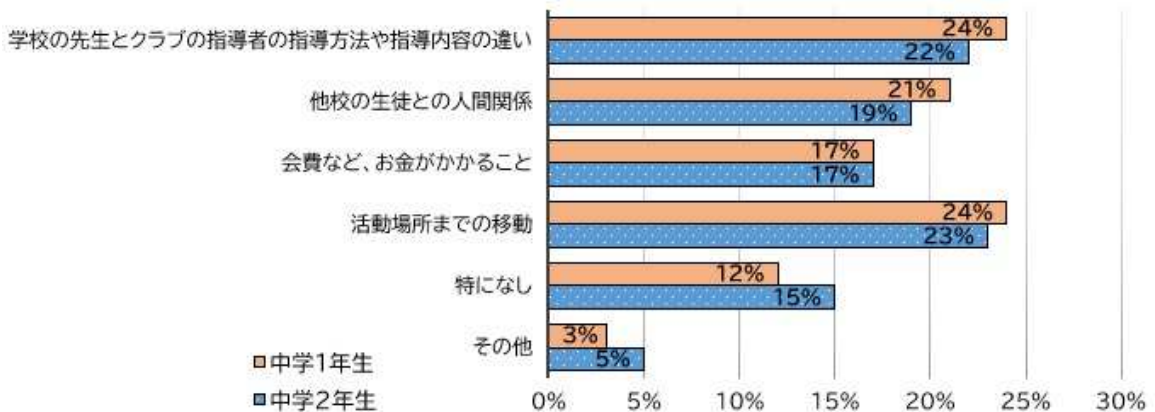
設問:部活動で、どんなことを得たいと思っていますか(いくつでも)



設問:休日の部活動が、学校の先生ではなく、地域の指導者が教えるクラブの団体での活動に変わる場合、その活動に参加しようと思いますか



設問:休日の学校部活動が地域のクラブ団体での活動になった場合、心配なことはありますか(特に心配だと思うものを2つまで選んでください)



III 本推進計画で目指す将来像

国分寺市立の中学校部活動で地域連携・地域展開を進めるに当たり、以下のとおり、生徒、教員、地域それぞれの視点で将来像を設定し、実現に向けた取組を推進します。

生徒視点

- 中学校部活動が担ってきた生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保して、生徒が望む活動ができること
- 中学校部活動が担ってきた多岐に渡る教育的意義を継承し、活動をとおりして生徒が人間形成や人間関係の構築をできること
- 地域連携・地域展開をとおりして、スポーツ・文化芸術に係る新たな価値を創出して幅広い活動機会が生徒に提供されていること
- 多様なニーズを持つ生徒が、それぞれの希望に応じて参加できる環境が整えられていること

教員視点

- 教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担を軽減して、将来にわたって持続可能な環境が構築されていること
- 指導を希望する教員は、その教育的知見等を生かして地域クラブで兼業し活躍できる体制が整備されていること

地域視点

- 地域連携・地域展開をとおりして、地域のスポーツ・文化芸術活動を活性化させ、地域のウェルビーイングを向上させること

IV 改革実行期間における市教育委員会の推進計画

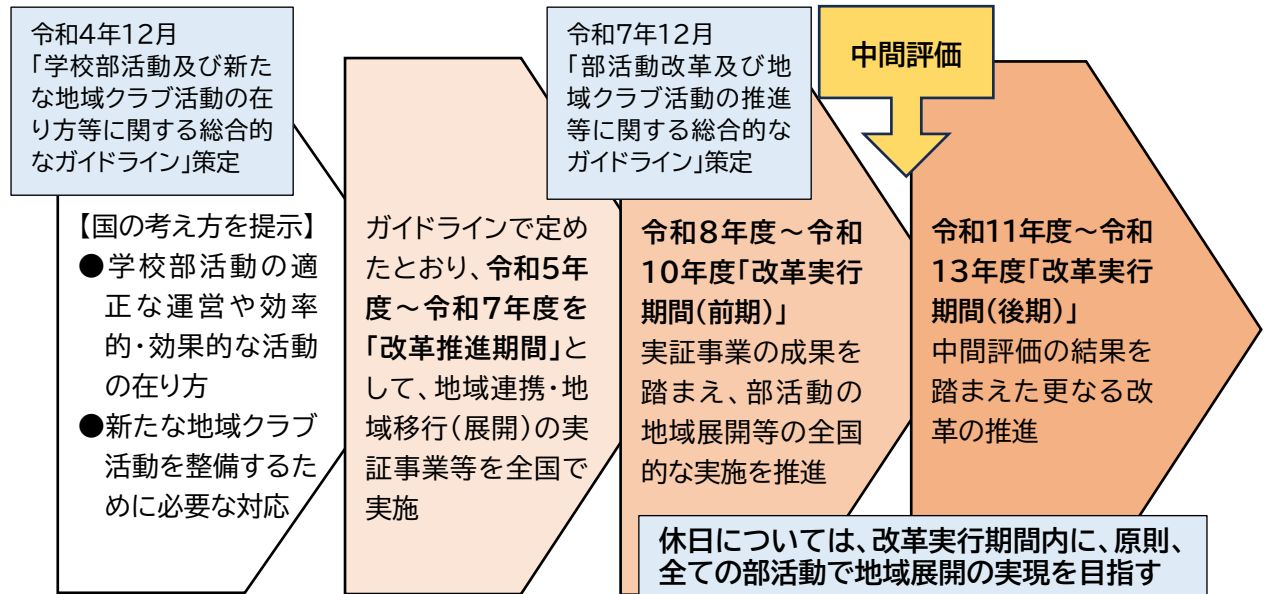
将来像を目指すに当たって、市の現状や、アンケートでの生徒、児童、保護者及び教員の回答結果とその分析も踏まえ、推進計画として、ここに当面の目標を定めます。

1. 各種アンケート結果から見えてくる課題とそれに対する考え方

| アンケート結果より見えた課題 | 改善に向けた考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域展開について、特に生徒への周知が行き届いていない ● 小学生における中学校進学後の部活動のイメージが不明確であり、地域展開の仕組みについての浸透が弱い | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生徒に向けて特に積極的に中学校部活動の改革について周知を行うとともに、保護者等の理解も引き続き促進する ▶ 今後、中学校進学前の段階から、児童・保護者へ中学校部活動の改革について周知を行い、理解を促進する |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 希望する種目が学校にない場合に、地域クラブで活動したいと考える生徒・保護者は一定数存在する ● 保護者は地域活動への受容度が比較的高い | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域展開の対象種目を増やすことで生徒の活動機会を確保 ▶ 地域展開を進めるに当たって市が支援すべき内容を明確化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 生徒・保護者とも、技術向上だけでなく、マネーやコミュニケーションについての指導も求めている ● 競技志向だけでなく、友人や仲間との交流を目的とする生徒など、多様な活動ニーズが存在する ● 地域クラブへの生徒の参加ニーズが十分でない ● 地域クラブにも教育的意義の継承が求められる | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生徒の多様なニーズに対応した活動環境の提供が必要 ▶ 地域クラブにおいても教育的意義を継承することが必要 ▶ 生徒が安心して活動に参加できるよう、教育的意義の継承も含め、地域展開を担う地域クラブへ求める基準を明確化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 教員の約6割が「部活動に携わりたくない」と回答 ● 指導員配置で負担軽減の効果はあるが、十分ではない ● 特に休日の部活動が教員負担の最大の要因 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域連携のみでは教員の負担軽減は十分ではないため、地域展開を段階的に推進 ▶ 部活動に携わりたい教員も一定数存在するため、希望する教員が兼業できる環境を整備 |

2. 国の動き

国では中学校部活動の地域連携・地域展開を進めるに当たってガイドラインを整備し、そのガイドラインで推進期間・実行期間を定め、改革を段階的に進めています。



3. 国分寺市における推進計画期間の取組

国の動きに合わせ、市教育委員会でも令和8年度から令和10年度までを「改革実行期間(前期)」、前期の検証等を行い後期の取組方針を改めて整理する「中間評価」をはさんで、令和11年度から令和13年度までを「改革実行期間(後期)」と定め、市立中学校部活動の地域連携・地域展開についての改革を段階的に推進するものとします。

(1) 令和5年度から令和7年度までの市教育委員会の取組み

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------------|---|---|---|
| 地域展開(移行) | 地域展開の受入れ先候補となる団体へヒアリング | 休日の部活動を地域クラブへ地域展開するに当たっての課題の整理、必要な経費を予算計上 | 「野球」「吹奏楽・合唱」で休日の部活動の地域展開を開始 |
| 地域連携 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 ● 一部種目で中学校合同での練習を実施 | | |
| 改革実行に当たっての体制整備等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 関係部署の管理職を集めて庁内で検討委員会を開催 ● 市内中学校部活動実態調査を実施して課題を整理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 庁内の検討委員会の委員に、学校関係者、庁外の有識者及びスポーツ・文化芸術団体の関係者を加え、検討委員会を開催 ● 「国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行(展開)推進計画」を策定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校関係者、庁外の有識者、スポーツ・文化芸術団体の関係者及び関係部署の管理職を委員として推進委員会を開催 ● 「国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行(展開)推進計画」を改定 ● 部活動コーディネーターを配置し、地域連携・地域展開を推進 |

(2)改革実行期間(前期)の推進計画

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----------------|--|---|---|
| 地域展開 | 休日の部活動の地域展開を「野球」「吹奏楽・合唱」に加えて、「陸上競技」「ソフトテニス」「バドミントン」で開始 | 第3次国分寺市教育ビジョンに基づいた令和10年度の目標達成に向けて、「9」の種目で休日の部活動の地域展開を実施 | 第3次国分寺市教育ビジョンに基づき「13」の種目で休日の部活動の地域展開を実施 |
| 地域連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●各学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 ●地域展開を見据え、必要に応じて合同部活動、拠点校方式を実施 | | |
| 改革実行に当たっての体制整備等 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者、庁外の有識者、スポーツ・文化芸術団体の関係者及び関係部署の管理職を委員として推進委員会を開催 ●国・東京都の動向も踏まえ、「国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画」を適宜改定 ●部活動コーディネーターを配置し、地域連携・地域展開を推進 ●地域展開を実施した種目の休日の部活動は、各学校の実情等を踏まえながら段階的にその活動の縮小及び廃止の検討を進める | | |

(3)改革実行期間(後期)の推進計画

| | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
|-----------------|---|--------|--------|
| 地域展開 | <ul style="list-style-type: none"> ●第3次国分寺市教育ビジョンに基づき「13」の種目で休日の部活動の地域展開を実施 ●前期の取組の検証等を行う中間評価を踏まえ、また、国・東京都の動向も踏まえ、平日の部活動の地域展開の実施について検討を進める | | |
| 地域連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●各学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 ●中間評価の結果も踏まえて配置を進める | | |
| 改革実行に当たっての体制整備等 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者、庁外の有識者、スポーツ・文化芸術団体関係者及び関係部署の管理職を委員として推進委員会を開催 ●国・東京都の動向も踏まえ、「国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画」を適宜改定 ●部活動コーディネーターを配置し、地域連携・地域展開を推進 ●地域展開を実施した種目の休日の部活動は、各学校の実情等を踏まえながら段階的にその活動の縮小及び廃止の検討を進める | | |

V 地域連携の活用

1. 改革実行期間における地域連携を進めるに当たっての考え方

地域連携の活用については、以下の考え方を基本として進めます。

- **部活動指導員及び外部指導員の適正な配置**
学校のニーズに応じて、部活動指導員及び外部指導員を適正に配置します。
- **段階的で柔軟な連携の推進**
地域展開を見据え、合同部活動や拠点校方式の実施を促進するなど、各校の実情に応じて柔軟かつ段階的に対応します。
- **持続可能な実施体制の構築**
学校主体による部活動を実施するに当たっては、各校の実情を踏まえたうえで、選択した運営方法で持続可能な体制が構築できるかを整理し、その取組を進めます。

VI 地域展開の推進

1. 改革実行期間における地域展開を進めるに当たっての考え方

地域展開の推進については、以下の考え方を基本として進めます。

- **休日の取組を優先した地域展開の推進**
国及び東京都の方針を踏まえ、休日における地域展開の実施と環境整備を優先的に進め、その成果を検証したうえで、更なる改革を推進します。
- **種目特性等を踏まえた実施種目の選定**
地域クラブの活動状況や種目の特性、展開による効果等を考慮し、地域展開を実施する種目を選定するとともに、最適な実施方法を総合的に判断します。
- **休日の部活動の段階的縮小・廃止の検討**
地域展開を実施した種目については、各校の実情を踏まえながら、休日の部活動の段階的な縮小及び廃止を検討します。
- **地域連携との併用による一貫した指導体制の整備**
地域展開の推進に当たっては、休日は地域クラブ、平日は学校主体の部活動という形で併用することも想定されます。その場合、学校と地域クラブが連携を密にし、活動状況や生徒の様子を共有することで、平日・休日を通じた指導の一貫性を確保します。
- **地域展開している種目の検証を踏まえた拡充**
既に地域展開を実施している種目の活動状況を検証し、課題の改善を図ることで、より円滑に地域展開の拡充を進めます。

2. 地域展開を進めるに当たって配慮すべき事項

(1) 活動日・活動時間について

市教育委員会が示す「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、地域クラブにおいても、適切な休養日の設定を行います。

また、1日当たりの活動時間についても、同方針に基づき、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的に活動するものとします。

なお、地域展開を進める過渡期においては、既存の中学校部活動と地域クラブで活動日時を整理し、課題等を共有しながら、生徒への過度な負担が生じないように、学校と地域クラブが密に連携して調整を図るものとします。

国分寺市教育委員会 部活動の在り方に関する方針

市教育委員会は、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月策定)及び文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月策定)に基づき、市教育委員会における部活動の在り方に関する方針を、運動部と文化部のそれぞれで策定しています。

運動部・文化部ともに、方針において、以下を基準として適切な休養日等を設定することとしています。

| 休養日 | 活動時間 |
|--|---|
| ①学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、休養日を他の日に振り替える。) ②長期休業中の休養日の設定についても、①に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるように、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。 | 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的で、かつ効率的・効果的な活動を行う。 |

(2) 活動場所について

地域クラブの活動場所は、学校施設や公共施設、地域クラブが保有する施設等が想定されます。

施設利用に当たっては、関係各所と連携し、利用ルール等の策定や複数種目の活動日・場所の重複を避けるための調整など、適切な環境整備に努めます。

地域クラブが校庭・体育館・特別教室等の学校施設を利用する場合には、学校運営の支障にならない範囲での利用を認め、用具・備品等の使用についても同様に扱うものとします。

(3) 保護者の費用負担について

中学校部活動では、部費は主に消耗品費や大会参加費として使われ、種目により異なりますが、保護者負担は比較的低額でした。

一方、地域クラブでは、運営費や指導料等を賄う必要があるため、会費が中学校部活動より高くなる可能性があります。

地域クラブが会費等を設定する際には、国・東京都の基準や他自治体の動向等を踏まえ、可能な範囲で負担を抑えるなど、より多くの生徒が参加できるよう調整を図るものとします。

また、生徒が経済的理由により活動機会を失うことのないよう、必要に応じた対応を検討します。

(4) 活動に当たっての安全確保について

地域クラブは、国及び東京都の各種ガイドラインを踏まえ、生徒及び指導者等の安全確保に努め、緊急時の対応マニュアル等を整備するものとします。

また、傷害保険及び賠償責任保険への加入など、人・物・施設を包括的に補償できる保険への加入を行い、活動に伴うリスクに備えます。

活動場所への移動手段(自転車等)についても想定し、「自転車安全利用五則」の遵守等、安全確保に努めるとともに、移動中の事故も補償対象とする保険への加入を求めます。

(5) 地域クラブに展開するに当たっての要件について

地域展開を担う地域クラブの活動の安全性及び適切な運営を確保するため、指導者の資格や事故防止の体制等について一定の基準を設ける必要があります。

国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」により位置付けられた「地域クラブ活動に関する認定制度」を基本として地域クラブの認定要件を整理し、市教育委員会がその妥当性を審査し、認定基準を満たしたクラブを選定します。

基本とする認定要件

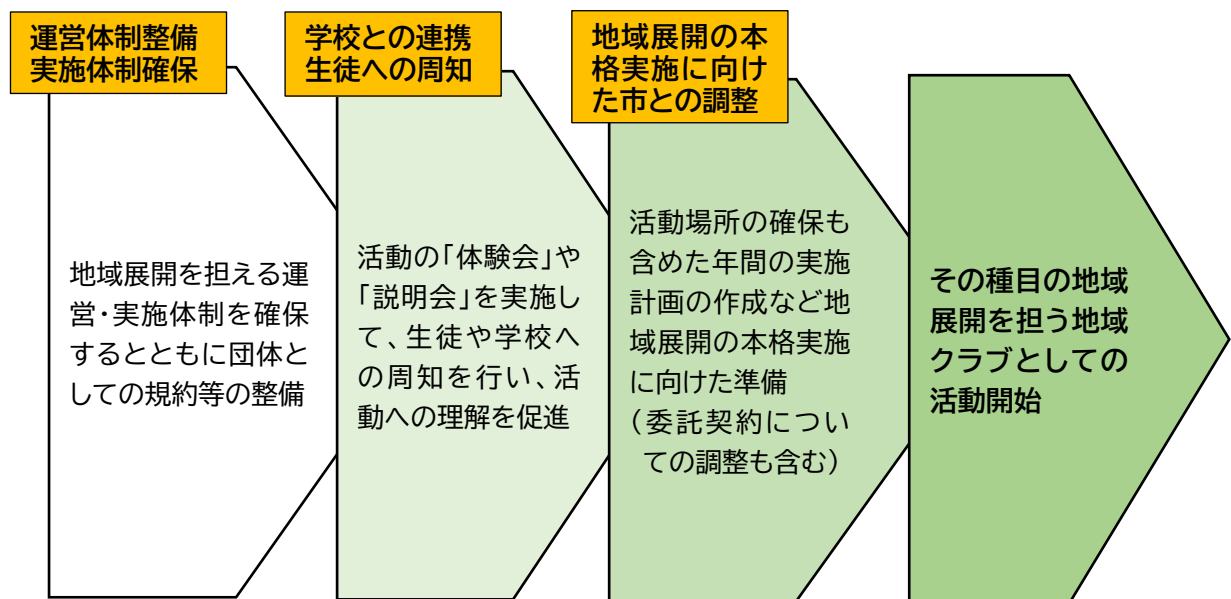
- ☑学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ☑ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ☑活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ☑適切な指導の実施体制が確保されていること
(例:ガイドラインに沿った暴言・暴力、ハラスメント等のない適切な指導)
- ☑適切な安全確保の体制が確保されていること
(例:生徒及び指導者の傷害保険及び賠償責任保険への加入、緊急時の連絡体制の整備)
- ☑適切な運営体制が確保されていること (例:団体としての規約の整備)
- ☑学校等との連携が適切に行われていること
(例:生徒の活動状況等必要な情報を保護者及び学校に提供また適切に管理)
- ☑活動場所を安定的に確保できていること

(6) 生徒の活動機会への配慮

受け皿となる地域クラブ活動の整備が不十分な状況で、中学校部活動を縮小した場合、生徒の活動機会が損なわれる可能性があります。このため、地域展開を進めるに当たっては、学校と連携し、生徒のニーズも踏まえ、生徒自身が活動機会の選択をできるよう配慮します。

(7) 各種目の地域展開までの流れ

地域展開を進めるに当たっては、次の基本的な流れを踏んで展開していきます。



VII 地域連携・地域展開を進めるに当たって

1. 生徒・保護者等への周知・広報について

中学校部活動の地域連携・地域展開を進めるに当たって、市立中学校の生徒及び保護者に対し、従来の部活動の在り方からの変化や、地域連携・地域展開の目的及び理念について、適切に周知・広報することが重要です。

その際、市教育委員会と学校が連携し、事前に教員への周知を行ったうえで、生徒及び保護者の理解が十分に得られるよう調整を図るものとします。

また、中学校の生徒及び保護者だけでなく、今後中学生となる市立小学校の児童及び保護者、更に地域展開の担い手となることが期待されるスポーツ・文化芸術関係団体に対しても周知・広報を行い、学校と地域が一体となって取組を進められるように調整します。

周知・広報の方法としては、学校説明会等における説明のほか、動画、チラシ等の各種媒体を活用するなど、最適な方法を選択するものとします。

なお、生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者等に提供することも大切です。地域クラブや学校と密接に連携し、確実かつ円滑な情報提供も進めます。

国分寺市の部活動改革の取組動画公開中！
右の二次元コードから、動画公開している
国分寺市にアクセスできます

国分寺市立中学校部活動の地域展開（地域移行）について

中学校の部活動は、学校だけで支える形から、地域と一緒に支えていく形へと少しずつ変わっていきます。
令和4年12月に国からのガイドラインが公表され、中学校の部活動改革に向けた取組が全国で始まっています。その一つが、中学校部活動の地域展開※です。
地域展開とは、これまで学校が主体で行ってきた部活動を、地域クラブ（団体）が主体となって実施していくことです。
※国分寺市では、学校部活動が担ってきた教育の意義を継承・発展させ、学校もまめた地域全体で支えることにより新たな価値を創出するという改革の理念をより明確に表現するための「地域移行」から「地域展開」に名称を変更しました。

なぜ部活動改革が必要なの？

- 少子化が進み、部員数が減少する中でも、子どもたちが望むスポーツ・文化芸術活動をできるようにするため
- 部活動に携わる教員の負担を軽減して、持続可能な指導体制などを構築するため
- 地域のスポーツ・文化芸術に関わる人材を活用し、よりきめ細やかな指導を子ども達にできるようにするため

これからの部活動はどうなっていくの？

地域連携

部活動 ← 指導 ← 部活動指導員
外部指導員

学校の教員だけでなく

地域展開

部活動 → 展開 → 地域クラブ活動

部活動の教育的意義・理念などは継承

| ■ 学校部活動・地域連携と地域展開の違い | | |
|----------------------|-----------------------|---------------------------|
| 学校部活動・地域連携 | | 地域展開 |
| 主体 | 学校 | 地域クラブ（団体） |
| 指導者 | 学校の先生 部活動指導員・外部指導員 | 地域の指導者 学校の先生（専業許可された方） |
| 参加者 | 当該校生徒 | 市内中学生 |
| 場所 | 当該校施設 | 指定された施設（学校ほか） |
| 費用 | 用具・交通費等実費 | 会費・用具・交通費等実費 |
| 保険 | 学校の保険 | 団体加入の保険 |

国分寺市はどんな取組をしているの？

● まずは学校部活動の休日の活動について、地域クラブ（団体）へと段階的に地域展開していくこととしています。
● 平日の部活動については、部活動指導員や外部指導員などを活用しながら、学校主体での部活動を継続していきますが、地域展開の状況や、各校における部活動の状況などを見ながら、拠点校方式や合同部活動などの実施も検討することとしています。
※拠点校方式＝特定の学校を拠点として他校の生徒が参加
※合同部活動＝複数の学校が連携し、一つの部活動を共同で運営

事業周知チラシ

国分寺市立中学校部活動の 地域連携・地域展開（地域移行） 取組動画

国分寺市立中学校部活動の地域連携・地域展開（地域移行）について

中学校の部活動は、学校だけで支える形から、地域と一緒に支えていく形へと少しずつ変わっていきます。令和4年12月に国からのガイドラインが公表され、中学校の部活動の改革が、全国で始まっています。

なぜ部活動の改革が必要なの？

これからの部活動はどうなっていくの？

国分寺市ではどんな取組をしているの？

何が違って何がかわらないの？

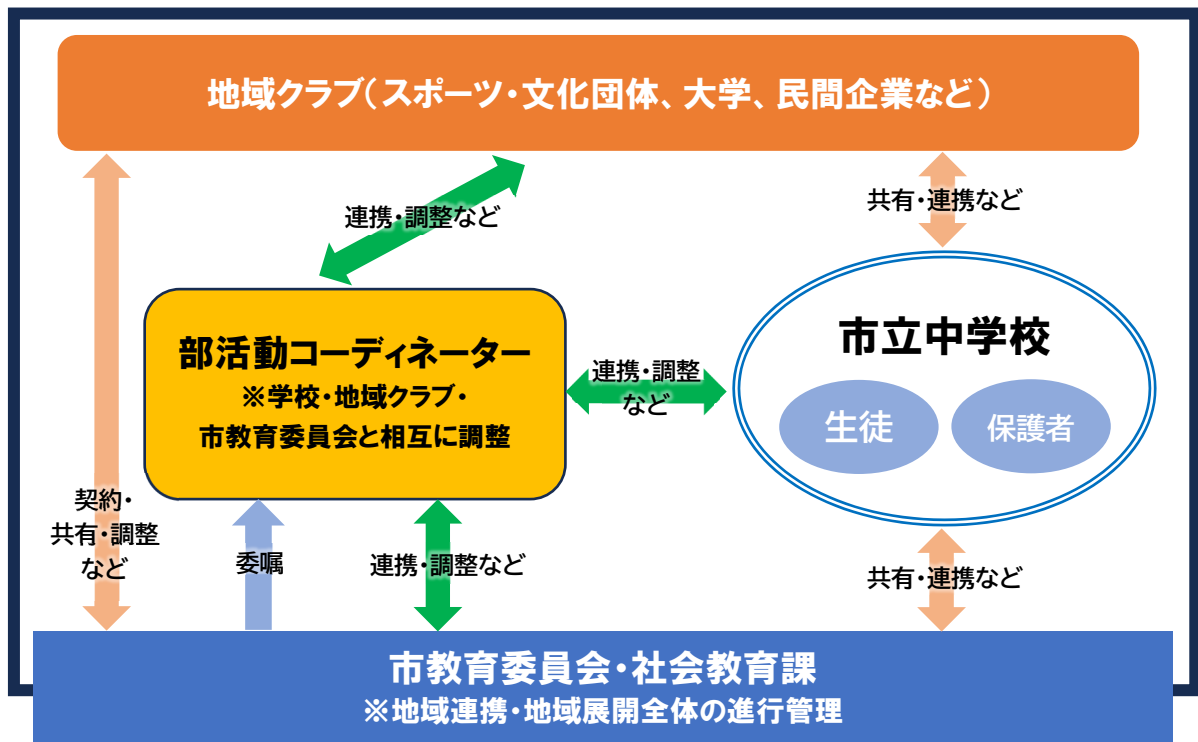
取組動画

2. 地域連携・地域展開の推進に当たっての部活動コーディネーターの活用

地域連携・地域展開を円滑に推進するため、学校の意向や地域の実情を踏まえ、学校と関係団体の橋渡しとなり連絡調整等を行う「部活動コーディネーター」を配置します。部活動コーディネーターについては、個人にこだわらず団体に依頼するなど、持続可能な体制を確立するものとします。

部活動コーディネーターの主な職務内容

- 地域の団体等との地域連携・地域展開に係る指導者派遣等の調整に関する事。
- 市立中学校との地域連携・地域展開に係る連絡調整に関する事。
- 地域展開を実施する地域の団体等の活動に係る施設及び用具の使用調整に関する事。
- 地域連携・地域展開に係る周知への協力に関する事。
- 地域連携・地域展開を推進する会議等への出席に関する事。
- 地域連携・地域展開の活動中に生じた諸問題の解決に向けた連絡調整に関する事。



3. 課題等の協議・検討の継続について

中学校部活動の地域連携・地域展開を進める中で生じる課題等については、有識者を含む組織による会議等で引き続き協議・検討を行います。

4. 本推進計画の改定について

本推進計画は、市の中学校部活動の地域連携・地域展開の進捗状況や、国・東京都の動向等も踏まえ、必要に応じて適宜改定するものとします。

参考

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会設置要綱

令和7年3月4日

要綱第3号

(設置)

第1条 国分寺市立中学校(以下「市立中学校」という。)で実施する部活動について、地域との連携及び地域への移行(以下「地域連携・地域移行」という。)を推進するに当たり必要な事項を検討するため、国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、必要に応じてその結果を国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 市立中学校における部活動の地域連携・地域移行推進に関し必要な事項
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員14人以内をもって組織し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1人以内
 - (2) 中学校のコミュニティ・スクール協議会(次項において「協議会」という。)の委員 2人以内
 - (3) 市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者 4人以内
 - (4) 市立中学校の校長 1人以内
 - (5) 市立中学校の副校長 2人以内
 - (6) 市立中学校の教諭 2人以内
 - (7) 教育部教育総務課長
 - (8) 教育部学校指導課長
- 2 前項第2号に掲げる委員には、協議会の委員であって市立中学校に在学する生徒の保護者であるものを含むものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼)

第5条 教育委員会は、第3条第1号から第3号までに掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会委員名簿

任期:令和7年6月23日から令和8年3月31日まで

| No. | 氏名 | 所属等 | 基準 |
|-----|-------|--|--------------------------------|
| 1 | 出張 吉訓 | 東京女子体育大学教授 | 識見を有する者 |
| 2 | 窪 直子 | 市立第一中学校コミュニティ・スクール協議会委員、市立第一中学校PTA会長 | 中学校の学校運営協議会又はコミュニティ・スクール協議会の委員 |
| 3 | 森原 綾子 | 市立第五中学校コミュニティ・スクール協議会委員 | 中学校の学校運営協議会又はコミュニティ・スクール協議会の委員 |
| 4 | 田村 文男 | 国分寺市スポーツ協会 副会長 こくぶんじ地域クラブ 会長 国分寺市バドミントン協会 会長 | 市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者 |
| 5 | 永瀬 典史 | 国分寺一小サッカークラブ | 市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者 |
| 6 | 菅本 高代 | 国分寺市音楽連盟顧問 | 市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者 |
| 7 | 高島 恵生 | 国分寺市文化団体連絡協議会 会長 | 市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者 |
| 8 | 田中 一郎 | 市立第四中学校 校長 | 市立中学校の校長 |
| 9 | 稲葉 大祐 | 市立第一中学校 副校長 | 市立中学校の副校長 |
| 10 | 八木 義人 | 市立第五中学校 副校長 | 市立中学校の副校長 |
| 11 | 佐藤 宏司 | 市立第二中学校 主幹教諭 | 市立中学校の教諭 |
| 12 | 渡辺 圭介 | 市立第三中学校 主幹教諭 | 市立中学校の教諭 |
| 13 | 廣瀬 喜朗 | 教育部 教育総務課長 | 教育部 教育総務課長 |
| 14 | 馬場 一平 | 教育部 学校指導課長 | 教育部 学校指導課長 |